第 187 号議案　令和７年度一般会計補正予算

令和 7 年 9 月
第　13　回

福岡県議会定例会議案

その6

目　　次

議案番号	議　　案　　名	ページ
187	令和７年度福岡県一般会計補正予算（第３号）・・・

一　般　会　計

第187号議案

令和7年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

令和7年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,289,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,198,676,897千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年9月16日提出

福岡県知事　　服部　誠太郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9　国庫支出金		204,544,608	636,505	205,181,113
	1　国庫負担金	98,119,265	572,710	98,691,975
	2　国庫補助金	96,455,061	63,795	96,518,856
13　繰越金		34,237	293,995	328,232
	1　繰越金	34,237	293,995	328,232
14　諸収入		249,231,477	46,036	249,277,513
	7　雑入	10,404,508	46,036	10,450,544
15　県債		153,962,600	8,312,800	162,275,400
	1　県債	153,962,600	8,312,800	162,275,400
歳入合計		**2,189,387,561**	**9,289,336**	**2,198,676,897**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		59,012,267	546,700	59,558,967
	1 農林水産業企画費	10,130,678	1,809	10,132,487
	2 農業費	12,340,064	160,381	12,500,445
	5 林業費	12,932,459	379,510	13,311,969
	6 水産業費	6,503,232	5,000	6,508,232
8 県土整備費		132,058,764	2,452,219	134,510,983
	2 道路橋りょう費	60,957,745	581,685	61,539,430
	3 河川海岸費	37,038,698	1,570,534	38,609,232
	4 港湾費	4,422,110	300,000	4,722,110
11 災害復旧費		14,767,264	6,290,417	21,057,681
	2 土木施設災害復旧費	5,993,223	6,203,944	12,197,167
	3 庁舎等災害復旧費		86,473	86,473
歳出合計		**2,189,387,561**	**9,289,336**	**2,198,676,897**

第２表　債務負担行為補正

変　　更

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
農林漁業災害対策資金利子補給	令和８年度から 令和13年度まで	1,737千円 ただし、令和７年度利子補給対象 融資限度額 85,000 千円	令和８年度から 令和13年度まで	13,265千円 ただし、令和７年度利子補給対象 融資限度額 235,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和７年度から 令和15年度まで	630千円	令和７年度から 令和15年度まで	2,880千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和８年度から 令和28年度まで	5,240千円 ただし、令和７年度利子補給対象 融資限度額 30,000 千円	令和８年度から 令和28年度まで	17,490千円 ただし、令和７年度利子補給対象 融資限度額 110,000千円

第３表　地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業事業費	1,416,800	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は令和７年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和８年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	1,446,100	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は令和７年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和８年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
治山事業費	2,533,900				2,787,200			
河川事業費	14,386,900				15,638,500			
砂防事業費	3,243,900				3,331,900			
海岸事業費	535,200				672,700			
港湾事業費	1,706,700				2,006,700			
道路事業費	32,915,300				33,496,900			
災害復旧事業費	3,530,100				9,201,600			
計	**153,962,600**				**162,275,400**			